

特別評価方法認定のための試験料金は、下表の額に消費税を加えた額とする。なお、以下に定めるもののほか、財団の理事長が認める場合は、減額又は増額することができるものとする。

また、当該試験を行うに際し、実験、試験等を行う必要があるものについては、別途料金がかかるものとする。

なお、「1. 構造の安定に関すること」については、既に当財団において取得した性能評価書を基に建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の国土交通大臣がする構造方法の認定を受けている場合は、上記の試験料金に 3 分の 1 を乗じた額とする。

性能表示項目	特別評価方法認定のための試験料金
1. 構造の安定に関すること	1,580,000 円
2. 火災時の安全性に関すること	934,000 円
3. 劣化の軽減に関すること	1,180,000 円
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	1,180,000 円
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	1,180,000 円
6. 空気環境に関すること	1,180,000 円
7. 光・視環境に関すること	934,000 円
8. 音環境に関すること	1,180,000 円
9. 高齢者等への配慮に関すること	934,000 円
10. 防犯に関すること	934,000 円
11. 現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	1,580,000 円